

・資産、負債だけでなく、収益および費用、資本の金額も含めすべて直近の財政状態計算書の日現在の決算日レイトで換算する。

・比較情報についても、資産、負債、収益、費用および資本の金額を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レイトで換算する。

また、機能通貨および表示通貨が超インフレ経済の通貨（または異なる超インフレ経済の通貨）である企業が、機能通貨が超インフレ経済ではない在外営業活動体の業績および財政状態を換算する必要がある場合には、企業が過年度に発行した財務諸表に含まれる在外営業活動対の比較情報を前報告期間の対応する数値に適用した一般物価指数を用いて修正する（IAS 21号47A項、IAS 29号34項）。

### (3) 開示

前記(2)の②のケースでは、財務諸表のすべての項目（資産、負債、資本、収益および費用、ならびにIAS 21号47A項を適用しない場合の比較情報）、または在外営業活動体の業績および財政状態が、直近の財政状態

計算書の日現在の決算日レイトで換算されている旨を開示する必要がある（IAS 21号53A項）。IAS 21号41B項を適用する企業は、表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなつた旨を開示する必要がある（IAS 21号54A項）。

IAS 21号41A項および47A項を適用して在外営業活動体の業績および財政状態を換算する企業は、財務諸表利用者が当該在外営業活動体の企業の業績および財政状態への影響を評価できるよう、在外営業活動体に関する要約財務情報を開示する必要がある（IAS 21号53B項）。

### (4) 経過措置

企業の機能通貨および表示通貨が超インフレ経済の通貨（または異なる超インフレ経済の通貨）であり、機能通貨が超インフレ経済ではない通貨である在外営業活動体の業績および財政状態を換算する場合、次のことが要求される。

- ・IAS 21号の改訂は適用する事業年度の期首から適用する。
- ・過年度に発行した財務諸表に含まれる在外営業活動対の比較情報をIAS 29号34項に従い前報告期間

の対応する数値に適用した一般物価指数を用いて修正する。

・在外営業活動体に関する比較年度の要約財務情報を開示し、当該情報が前述の方法（一般物価指数の適用）に従い作成された旨を明示する。

前記以外については本改訂を遡及適用するが、IAS 8号「財務諸表の作成基礎」28項(f)の影響を受ける財務諸表の各科目の開示および1株当たり利益に関する情報の開示は不要である。

## 第3章 取引コストの決定、組込デリバティブ IFRS解釈指針委員会の アジェンダ決定の概要

### 【この章のエッセンス】

● IFRS 解釈指針委員会は2026年第1四半期に2つのアジェンダ決定を公表した。

● 融資契約締結前に発生したコストが実効金利計算で考慮する増分コストに該当するかについて議論された。

● 組込デリバティブ（組み込まれた早

期償還オプション）のデリバティブを分離して会計処理するかを評価するために検討される基準の文言について議論された。